

申告期間は2月16日～3月15日
所得税・住民税の申告準備はお早めに

《問合せ》

豊岡税務署個人課税第1部門 ☎22-2144 (所得税確定申告)
 市役所税務課 ☎21-9045 (市民税申告)

平成28年分(平成28年1月1日～12月31日)の所得税の確定申告・市民税の申告期間は、2月16日～3月15日です。この期間、市では本庁・各振興局に申告相談会場を設置しますが、各会場とも相異なる混雑が予想されますので、次のことに注意して、早めの準備をお願いします。

- 次(次)の書類は、事前に作成し
- 事業所得(営業、農業)・不動産所得の収支内訳書
- 医療費控除(医療機関の領収書等)の受診者・医療機関ごとの集計表
- 次(次)の書類は、平成28年分であることを確認してから全てを持参してください。
- 給与所得、公的年金等の源泉徴収票

- 各種控除に必要な証明書類
- 次(次)の方は、直接豊岡税務署へ申告をお願いします。
- ① 土地、建物または株式等の譲渡所得のある方
- ② 青色申告の方
- ③ 繰越損失のある方
- ④ 雑損控除のある方
- ⑤ 住宅借入金等特別控除のある方で初年度の方
- ⑥ 消費税、贈与税の申告

※①～④に該当する方で、確定申告書の提出が不要な場合は除きます。
 各会場とも、相談の受付時間を設定していますが、受付人数を制限します。所得税の確定申告はマイタックスにより自宅のパソコンで行うことができます。申告相談の日程や会場などは、広報とよおか2月号でお知らせします。

個人住民税の主な改正内容

平成29年度から実施される個人市民税の主な改正内容です。

給与所得控除額の見直し

給与収入が1200万円を超える場合の給与所得控除額の上限額が、230万円に引き下げられます。



日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

日本国外に居住する親族(国外居住親族)に係る扶養控除等の適正化の観点から、所得税の確定申告や個人市民税の申告等で適用を受ける場合は、その親族に係る「親族関係書類」と「送金関係書類」(これらの書類が外国語である場合はその翻訳文を含む)を提出または提示しなければならぬこととなりました。

《問合せ》

税務課 ☎21-9045

※給与等や公的年金等の源泉徴収または給与等の年末調整の際に、源泉徴収義務者に提出または提示している場合は必要ありません。

金融所得課税の一体化

税負担に左右されず金融商品を選択できるよう、異なっていた公社債等と株式等の課税方式が同一化されました。特定公社債等の利子や売却による所得が申告分離課税の対象となり、これらの所得と上場株式等の配当(申告分離

課税を選択したものに限る)および譲渡所得との損益通算や、特定公社債等に係る譲渡損失の確定申告による3年間の繰越控除ができることとなります。

なお、分離課税制度の改組で、従来可能だった上場株式等と一般株式等(非上場株式等)の間での損益通算ができなくなりました。

詳細は、問い合わせてください。市のホームページでも確認できます。

1～3月は税収確保重点期間です

市では、税の公平性と自主財源の確保を図るため、1～3月を「税収確保重点期間」と定め、市税の滞納があり、納付も納税の相談もない方に対し、差押などの滞納処分を強化します。

市税の納付が困難な場合、滞納を放置せず、まず、相談してください。

また、納税は便利な口座振替もできますので、ぜひ、利用してください。



《問合せ》 税務課 ☎23-1118

国民年金のお知らせ

新成人の皆さんへ

20歳になったら国民年金

国民年金は、年を取ったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支える仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年を取ったときや、病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。年金額は実質価値を維持するため改定が行われます。また、基礎年金の半分は国庫負担(税金)です。加入案内は、20歳の誕生日月に郵送されますので、必ず加入の手続きをしましょう。

国民年金のポイント

■将来の大きな支え

国民年金は20～60歳の人が加入し、保険料を納める制度です。国が運営するため、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

■老後のためだけではない

国民年金には、年を取ったときの老齢年金の他、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったとき、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族が受け取れます。

保険料納付は

□口座振替・前納がお得

国民年金保険料には毎月納付と、1カ月分、6カ月分、1年分、2年分を前払いする方法(前納)があります。前納制度は、保険料が割り引かれてお得です。口座振替による前納は、現金納付に比べ割引額が多くなります。

▼前納の申込方法・期限

- 現金：申込み不要(送付される納付書で支払い)
- 口座振替：口座振替を希望する金融機関の窓口または豊岡年金事務所で、2月28日(火)までに手続き。申込用紙は、市役所本庁または

《前納による割引額》

納付方法	1カ月	6カ月	1年分	2年分
現金支払い(月々)	16,260円	97,560円	195,120円	393,000円
現金支払い(前納) [割引額]	—	96,770円 [790円]	191,660円 [3,460円]	—
口座振替(前納) [割引額]	16,210円 [50円]※早割	96,450円 [1,110円]	191,030円 [4,090円]	377,310円 [15,690円]

※口座振替による毎月納付の早割は、随時受け付けています。

(注)平成29年度の額は未定。平成28年度の保険料額を基にした目安額

は各振興局の年金窓口にもあります。

▼前納の支払期日・方法

- 現金：4月上旬に郵送される納付書で、5月1日(月)までに納付
- 口座振替：5月1日(月)に指定の口座から引き落とされます。6カ月前納の方

の2回目の振替日は、10月31日(火)です。

学生納付特例制度と免除・納付猶予制度

国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が猶予または免除される制度があります。

■学生納付特例制度

学生は本人の所得が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予されます。

■免除制度

学生でない方で、本人、配偶者、世帯主それぞれの所得が一定額以下の場合に、保険料が全額または一部免除となります。

■納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

※それぞれに要件があり、添付書類が必要な場合があります。詳しくは、市役所市民課か各振興局市民福祉課、豊岡年金事務所にお問い合わせください。



豊岡年金事務所からののお知らせ

年金相談窓口を次のとおり時間延長します。

お越しの際は、年金手帳など基礎年金番号の分かるものと身分証明書等を持参してください。代理者のときは、対象者の年金手帳など基礎年金番号の分かるもの他、委任状と代理者の身分証明書等を準備してください。

●1月14日(土)

午前9時30分～午後4時

●1月4日(水)、10日(火)、16日(月)、23日(月)、30日(月)

午前8時30分～午後7時

●年金予約相談

午前8時30分～午後7時

●ねんきんダイヤル

☎0570-051165

・050から始まる電話の方

☎03-6700-1165

●年金個人情報サービス

日本年金機構ホームページ

アドレス

http://www.nenkin.go.jp/

《問合せ》豊岡年金事務所

☎22-0948

市民課☎21-9015 また

は各振興局市民福祉課